

2024 文子幼第 3113 号
令和 6 年 9 月 4 日

文京区内私立認可保育所等
施設長 殿

文京区子ども家庭部
子ども施設担当課長 足立 和也
(公印省略)

保育所等における虐待等と疑われる事案（不適切な保育）等保育に係る相談窓口の職員への周知について（依頼）

平素より当区の保育施策にご理解・ご協力を賜りありがとうございます。

また、日頃より子どもの人権に配慮した保育をさせていただいていることに改めて感謝申し上げます。

文京区幼児保育課では、従前から、保育施設に従事する職員の方等からの保育に係る相談を広く受け付けておりますが、昨今の保育所等における虐待等報道を受け、改めて、文京区内私立認可保育所等に勤務する全職員の皆様に対し、虐待等と疑われる事案（不適切な保育）を含む保育に係る区の相談窓口をご案内いたします。

つきましては、貴施設の全職員の皆様に、下記のとおり個別に配付させていただきますようお願い申し上げます。

ご多用のところ恐れ入りますが、ご協力の程、よろしく願いいたします。

記

- 1 配付物 別紙「保育所等における虐待等と疑われる事案（不適切な保育）等保育に係る相談窓口のご案内」
- 2 対象施設 (1) 私立認可保育施設（公設民営を含む。）
(2) 地域型保育事業所（小規模保育事業・事業所内保育事業・家庭的保育事業）
(3) 保育所型認定こども園（公設国営）
(4) 認証保育所
- 3 対象者 雇用形態（常勤、非常勤、派遣、契約社員等）や職種（保育士、看護師、調理員、事務等）を問わず、保育施設に従事するすべての職員

- 4 配付時期 (1) 9月1日現在勤務している職員については、9月10日(火)までに配付してください。
(2) 長期で休職中の職員については、可能な範囲で期日までに配付していただき、難しい場合は復職後、速やかに配付してください。
(3) 新規の職員等については、入職後速やかに配付してください。
- 5 配付方法 紙・データ等の配付方法は問いませんが、園内の掲示では個別に相談しづらい状況が生じる可能性がありますので、案内が各職員に個別に届く方法で配付してください。
- 6 その他 通報者の個人情報について区から施設長及び事業者にお伝えすることはありません。また、通報者が特定できた場合でも、通報者に対し不利益な取扱いをすることは、公益通報者保護法(平成16年法律第122号)に抵触する場合がありますので、ご注意ください。

<問い合わせ先>

文京区子ども家庭部幼児保育課

保育施設指導担当

TEL : 03-5803-1845

E-mail : b-youjihoiku@city.bunkyo.lg.jp

令和6年9月4日

文京区の保育施設に従事している職員の皆様

文京区子ども家庭部
幼児保育課 保育施設指導担当

保育所等における虐待等が疑われる事案（不適切な保育）等保育に係る相談窓口のご案内

平素より当区の保育施策にご理解・ご協力を賜りありがとうございます。

また、日頃より子どもの人権に配慮した保育をしていただいていることに改めて感謝申し上げます。

文京区幼児保育課では、従前から、保育施設に従事する職員の方等からの保育に係る相談を広く受け付けておりますが、昨今の保育所等における虐待等報道を受け、改めて、文京区内私立認可保育所等に勤務する全職員の皆様に対し、虐待等と疑われる事案（不適切な保育）を含む保育に係る区の相談窓口をご案内いたします。

いただいた相談は、直接、文京区幼児保育課に届き、区は内容により事実調査等（施設長や事業者への聞きとりや訪問等）を行います。ご本人様の承諾なく、園や事業者に氏名等をお知らせすることはございません。

相談したい内容のある方は、ひとりで悩まず、まずはお気軽にご相談ください。

記

1 窓 口 下記の URL 又は 2次元コード

URL : <https://logoform.jp/form/6KSu/642109>



- 2 対象施設 (1) 私立認可保育施設（公設民営を含む。）
(2) 地域型保育事業（小規模保育所・事業所内保育所・家庭的保育事業）
(3) 保育所型認定こども園
(4) 認証保育所
- 3 対象者 雇用形態（常勤、非常勤、派遣、契約社員等）や職種（保育士、看護師、調理員、事務等）を問わず、保育施設に従事する全職員
- 4 その他 (1) 各保育施設の施設長には、全職員に本紙をお渡しするよう依頼しております。
(2) 本紙は区ホームページからもダウンロード可能です。

(3) インターネットからのご相談が難しい場合は、お電話でも相談可能です。下記の問い合わせ先にご連絡ください。

(4) 万が一、施設長や事業者側が通報者を特定した場合でも、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）により、通報者は保護されます。公益通報者保護法の詳細については、消費者庁のホームページをご覧ください。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/overview/

<問い合わせ先>

文京区子ども家庭部幼児保育課

保育施設指導担当

TEL : 03-5803-1845

E-mail : b-youjihoiku@city.bunkyo.lg.jp